

役員報酬並びに費用に関する規程

公益社団法人石川県作業療法士会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人石川県作業療法士会（以下「本会」という。）の定款第32条に照らし、役員報酬及び諸費用弁償等（以下「報酬等」という）について必要な事項を定め、法人運営の適正性及び透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。

(報酬の支給)

第3条 理事は、無報酬とする。

2 監事の報酬は、以下のとおりとする。

- (1) 比例報酬とする。
- (2) 報酬限度額は、社員総会の決議によって定める。
- (3) 比例報酬は、執務1日当たり1万円以内とする。
- (4) 比例報酬は、月末締めで翌月中に支給する。

(費用)

第4条 本会は、役員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、事務局に事前申請をした上で前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。